

議案第4号

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令について

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会規訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「課長補佐」を「班長」に改める。

第14条第3項中「「沖縄県教育委員会教育長職務代行者教育次長氏名」」を「「沖縄県教育委員会教育長職務代行者教育管理統括監氏名」又は「沖縄県教育委員会教育長職務代行者教育指導統括監氏名」」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

起案文書は、下位の職にある者から上位の職にある者に順に回議しなければならない。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。

第39条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課における予算に関連する事案の決裁は、当該課の予算担当班長に回議するものとする。

第44条中「係長、補佐」を「班長」に改める。

別表中

文化施設建設室	教文建
文化施設建設室	教文建
全国高校総体推進課	教総体

改める。

第11号様式中「教育次長」を「統括監」に、「補佐・主幹」を「班長」に、「係長・主査」を「班員」に改める。

第12号様式及び第12号様式の2中「次長」を「統括監」に、「課長補佐・主幹」を「班長」に、「係長・主査」を「班員」に改め、「係員」を削る。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

総務課

### 1 件名

教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 教育次長を教育管理統括監及び教育指導統括監に、課長補佐を班長に改める(第 8 条、第 9 条、第 14 条)。
- (2) 県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課における予算関連起案を当該課の予算担当班長に回議することを明記した(第 39 条)。
- (3) 全国高校総体推進課を新設するにあたり、文書記号を追加した(別表)。
- (4) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○教育庁文書管理規程

新		旧	
区分	職名	区分	職名
<p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書主管課に文書管理主任を置く。</p> <p>2 文書管理主任は、総務課の庶務を担当する班長をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(文書取扱主任)</p> <p>第9条 各課及び出先機関に文書取扱主任を置く。</p> <p>2 文書取扱主任は、各課の庶務を担当する班長及び出先機関の庶務を担当する課長又はこれに準ずる者をもって充て、その職名及び氏名を文書主管課長に報告するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(文書の施行名義)</p> <p>第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。</p>	<p>1 教育委員会規則、告示、訓令及び通達</p> <p>2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書その他これらに類する文書</p> <p>3 国の行政機関(府、省、委員会及び庁)の長、次官、局長、部長、課長、その他これらに準ずる者に発する文書</p> <p>4 都道府県知事、局長、部長、都道府県教育委員会又は教育委員会教育長に発する文書</p> <p>5 市町村長及び教育長に発する文書</p> <p>6 教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書</p> <p>7 その他1から6までに準ずる文書</p> <p>8 都道府県の課長に発する文書</p> <p>沖縄県教育庁課長</p>	<p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書主管課に文書管理主任を置く。</p> <p>2 文書管理主任は、総務課の庶務を担当する課長補佐をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(文書取扱主任)</p> <p>第9条 各課及び出先機関に文書取扱主任を置く。</p> <p>2 文書取扱主任は、各課の庶務を担当する課長補佐及び出先機関の庶務を担当する課長又はこれに準ずる者をもって充て、その職名及び氏名を文書主管課長に報告するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(文書の施行名義)</p> <p>第14条 文書の施行名義は、おおむね次の表の左欄に掲げる文書の区分に応じ、当該右欄に掲げる職名を表示するものとする。</p>	<p>1 教育委員会規則、告示、訓令及び通達</p> <p>2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書その他これらに類する文書</p> <p>3 国の行政機関(府、省、委員会及び庁)の長、次官、局長、部長、課長、その他これらに準ずる者に発する文書</p> <p>4 都道府県知事、局長、部長、都道府県教育委員会又は教育委員会教育長に発する文書</p> <p>5 市町村長及び教育長に発する文書</p> <p>6 教育委員会規則等の解釈、運用方針等に関する文書</p> <p>7 その他1から6までに準ずる文書</p> <p>8 都道府県の課長に発する文書</p> <p>沖縄県教育庁課長</p>

9	国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの	9	国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの
10	その他軽易な文書	10	その他軽易な文書
11	照会文書等に基づき発する文書	11	照会文書等に基づき発する文書
	当該照会等の発信者に相当する職名		当該照会等の発信者に相当する職名
2	前項の場合において、当該文書が表中に掲げる文書その他該当文書に施行者の氏名を表示することが常例とされるときは、その氏名を記載するものとする。	2	前項の場合において、当該文書が表中に掲げる文書その他該当文書に施行者の氏名を表示することが常例とされるときは、その氏名を記載するものとする。
3	法第12条第4項の規定に基づく教育委員会委員長の職務代理の施行名義は、「 <u>沖縄県教育委員会委員長職務代理者氏名</u> 」とし、法第20条第2項の規定に基づく教育長職務代行の職務名義は、「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育管理統括氏名</u> 」又は「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育指導統括氏名</u> 」とする。	3	法第12条第4項の規定に基づく教育委員会委員長の職務代理の施行名義は、「 <u>沖縄県教育委員会委員長職務代理者氏名</u> 」とし、法第20条第2項の規定に基づく教育長職務代行の職務名義は、「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育管理統括氏名</u> 」又は「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育指導統括氏名</u> 」とする。
	(回議順序)		(回議順序)
第39条	起案文書は、 <u>下位の職にある者から上位の職にある者に順に回議しなければならぬ</u> 。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。	第39条	起案文書は、 <u>起案者、係長（主査等）、補佐（主幹）、課長、文書主管課長、教育次長、教育長の順に受けるものとする</u> 。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。
2	略	2	略
3	県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課における予算に関連する事案の決裁は、 <u>当該課の予算担当班長に回議するものとする</u> 。	3	県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課における予算に関連する事案の決裁は、 <u>当該課の予算担当班長に回議するものとする</u> 。
4	前3項の規定にかかわらず、文書主管課長は必要があると認めるときは、その回議の順序の一部を省略することができる。	4	前3項の規定にかかわらず、文書主管課長は必要があると認めるときは、その回議の順序の一部を省略することができる。
5	教育長又は専決者が決裁を終えたときは、文書主管課（課長決裁にあつては、主管課）において文書決裁台帳（第16号様式）又は回議文書処理票（第17号様式）に必要事項を記載するものとする。ただし、電子決裁による場合には、この限りでない。	5	教育長又は専決者が決裁を終えたときは、文書主管課（課長決裁にあつては、主管課）において文書決裁台帳（第16号様式）又は回議文書処理票（第17号様式）に必要事項を記載するものとする。ただし、電子決裁による場合には、この限りでない。
	(回議書の認印)		(回議書の認印)
第44条	回議書に認印すべき者は、原則として課長又はこれに相当する職以上の職にあるものとする。ただし、起案者の所属班長及び文書管理主任はこの限りでない。	第44条	回議書に認印すべき者は、原則として課長又はこれに相当する職以上の職にあるものとする。ただし、起案者の所属班長及び文書管理主任はこの限りでない。
	別表（第13条関係）		別表（第13条関係）

9	国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの	9	国の行政機関の課長その他これに準ずる者に発する文書で軽易なもの
10	その他軽易な文書	10	その他軽易な文書
11	照会文書等に基づき発する文書	11	照会文書等に基づき発する文書
	当該照会等の発信者に相当する職名		当該照会等の発信者に相当する職名
2	前項の場合において、当該文書が表中に掲げる文書その他該当文書に施行者の氏名を表示することが常例とされるときは、その氏名を記載するものとする。	2	前項の場合において、当該文書が表中に掲げる文書その他該当文書に施行者の氏名を表示することが常例とされるときは、その氏名を記載するものとする。
3	法第12条第4項の規定に基づく教育委員会委員長の職務代理の施行名義は、「 <u>沖縄県教育委員会委員長職務代理者氏名</u> 」とし、法第20条第2項の規定に基づく教育長職務代行の職務名義は、「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育次長氏名</u> 」とする。	3	法第12条第4項の規定に基づく教育委員会委員長の職務代理の施行名義は、「 <u>沖縄県教育委員会委員長職務代理者氏名</u> 」とし、法第20条第2項の規定に基づく教育長職務代行の職務名義は、「 <u>沖縄県教育委員会教育長職務代行教育次長氏名</u> 」とする。
	(回議順序)		(回議順序)
第39条	事案の決裁は、 <u>起案者、係長（主査等）、補佐（主幹）、課長、文書主管課長、教育次長、教育長の順に受けるものとする</u> 。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。	第39条	事案の決裁は、 <u>起案者、係長（主査等）、補佐（主幹）、課長、文書主管課長、教育次長、教育長の順に受けるものとする</u> 。この場合において、専決に係る事案については、当該専決者までとする。
2	略	2	略
3	前2項の規定にかかわらず、文書主管課長は必要があると認めるときは、その回議の順序の一部を省略することができる。	3	前2項の規定にかかわらず、文書主管課長は必要があると認めるときは、その回議の順序の一部を省略することができる。
4	教育長又は専決者が決裁を終えたときは、文書主管課（課長決裁にあつては、主管課）において文書決裁台帳（第16号様式）又は回議文書処理票（第17号様式）に必要事項を記載するものとする。ただし、電子決裁による場合には、この限りでない。	4	教育長又は専決者が決裁を終えたときは、文書主管課（課長決裁にあつては、主管課）において文書決裁台帳（第16号様式）又は回議文書処理票（第17号様式）に必要事項を記載するものとする。ただし、電子決裁による場合には、この限りでない。
	(回議書の認印)		(回議書の認印)
第44条	回議書に認印すべき者は、原則として課長又はこれに相当する職以上の職にあるものとする。ただし、起案者の所属係長、補佐及び文書管理主任はこの限りでない。	第44条	回議書に認印すべき者は、原則として課長又はこれに相当する職以上の職にあるものとする。ただし、起案者の所属係長、補佐及び文書管理主任はこの限りでない。
	別表（第13条関係）		別表（第13条関係）

文書記号

名称	記号
文化施設建設室 全国高校総体推進課 国頭教育事務所	教文建 教総体 国教

第11号様式 (附せん用紙) (第25条関係)

教育長	統括監	課長	班長	班員
-----	-----	----	----	----

第12号様式 (起案用紙甲) (第33条関係)

教育長	統括監	課長	主管課長
総務課長	統括監	班長	班長
班長	長	班員	班員
班員			

第12号の2様式 (起案用紙甲の2) (第33条関係)

教育長	統括監	課長	主管課長
総務課長	統括監	班長	班長
班長	長	班員	班員
班員			

文書記号

名称	記号
文化施設建設室 国頭教育事務所	教文建 国教

第11号様式 (附せん用紙) (第25条関係)

教育長	教育次長	課長	補佐・主幹	係長・主査
-----	------	----	-------	-------

12号様式 (起案用紙甲) (第33条関係)

教育長	次長	課長	主管課長
総務課長	次長	課長補佐・主幹	課長補佐・主幹
課長補佐・主幹	長	係長・主査	係長・主査
係長・主査		係員	係員
係員			

12号の2様式 (起案用紙甲の2) (第33条関係)

教育長	次長	課長	主管課長
総務課長	次長	課長補佐・主幹	課長補佐・主幹
課長補佐・主幹	長	係長・主査	係長・主査
係長・主査		係員	係員
係員			